

## 住宅取得奨励金交付事業について

### 1. 対象者

市内に住宅を新築または購入した夫婦または18歳未満の子どもを養育している、次の要件すべてに該当する世帯。（中古住宅の購入は対象外です）

- ① 自己の居住用として、所有権保存登記がされていること。
- ② 奨励金交付申請日において、申請者が満40歳未満であること。
- ③ 申請人及び同居者全員が市税を滞納していないこと。
- ④ 所有する住宅が公共事業のため収用され、代替えの住宅を新築又は購入した住宅ではないこと
- ⑤ 住宅の新築又は購入に対し、国・県・市等より補助金等の助成を受けていないこと。
- ⑥ 申請者は住宅の所有権割合を5割以上有していること。

※住宅取得した日または、住民票を移した日から半年以内に申請してください。

### 2 事業期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

### 3 奨励金の額

25万円（申請のあった翌月末に一括で交付します）



### 4 奨励金の申請

奨励金を受けようとする方は、次の書類を提出してください。

- ① **交付申請書**（様式第1号）
- ② **世帯全員の住民票の写し**（続柄、世帯主及び本籍を表示）【相生市役所市民課/窓口2番】  
※世帯全員…同居世帯も含みますので2世帯住宅等の方は、2世帯分が必要です。
- ③ **建物（取得住宅）の全部事項証明書**【神戸地方法務局龍野支局で取得】  
※所有権保存登記された物（=権利部(甲区)が表示された物）の取得が必要です。
- ④ **住宅付近の見取り図**（様式第2号）
- ⑤ **完成後の住宅外観写真**（イメージ図不可）
- ⑥ **前年度分の納税証明書**【相生市役所徴収対策室/窓口7番】  
令和3年度申請：令和2年度分（令和元年中所得にかかるもの）  
ただし、納税証明書の発行は発行年の1月1日現在に住所があった市町村役場で発行されます。転入などにより、令和2年1月1日時点で相生市に住民票がない場合は、前住所地で取得してください。  
※課税証明書、完納証明書では申請いただけませんので、ご注意ください。  
※納税義務者全員が非課税の場合は、全員分の非課税証明書をご提出ください。  
※税目は国民健康保険税、市県民税及び固定資産・都市計画税
- ⑦ **その他市長が必要と認める書類**（レポート）

☆申請時は身分証（運転免許証、マイナンバーカードなど）をお持ちください。

## 5. 税関係

この奨励金は、市民税の一時所得として課税の対象となります。  
確定申告の必要がある場合があります。

## 6. 住宅ローン【フラット35】優遇措置について

相生市では、若者の定住による地域の活性化を目的とし、独立行政法人住宅金融支援機構と住宅ローン【フラット35】について協定を締結しています。優遇措置を受けるには、市が発行する「利用対象証明書」を借入れの契約時まで【フラット35】取扱金融機関に提出する必要があります。

### 【フラット35】地域連携型とは…

子育て支援や地域活性化について、積極的な取り組みを行う市町村と住宅金融支援機構が連携し、住宅所取得に対する市町村による補助金交付等とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

	金利引き下げ期間	金利引き下げ幅
<b>【フラット35】地域連携型</b> 相生市住宅取得奨励金に該当する方が対象となります	当初 <b>5</b> 年間	<b>【フラット35】の借入金利から 年 <math>\Delta 0.25\%</math></b>



○ お問い合わせ ○  
相生市 企画総務部 定住促進室  
〒678-8585 兵庫県相生市旭一丁目1番3号  
TEL 0791-23-7125/FAX 0791-22-6439  
Mail teiju@city.aioi.lg.jp